

資料 2

大口町子ども条例案に対する意見とその対応について

No.	該当条文	内容	対応
1	前文	前後との繋がり、こどもの案を受けて大人はどう考えるかで後ろの文章を。	前半にここに至る経過を記載し、後半にこどもたちの前文を受けての文章にします。
2	前文	参加したこどもたちのことをもう少し詳しく載せる（無作為ではなく意欲をもって参加したこと、やりたい意思があること）	ここに至る経過の詳細を記載します。
3	前文	こどもの表記だけでも統一してはどうか。	こどもたちの思いがあるので原文のままの表現とし、今後作成する逐条解説で詳細を説明する方針です。
4	前文	4グループで考えたグループ数を出しては	ここに至る経過の詳細を記載します。
5	前文	大口のこどもたちがこういうワークショップを通して、こういう風で幸せに暮らせるように前文を作りましたっていうもってき方をしては。そうなんだなっていう解釈が後から実感してくる・出てくるという形なので、文章の順番・書き方の中でやっていけばよいのでは。最初の文章と最後の文章をうまいこと書き合わせた形にして、こどもの4つの前文を載せた方が見やすいのでは。	前半にここに至る経過を記載し、後半にこどもたちの前文を受けての文章にします。
6	前文	主語をこどもにもってきてこどもの言葉で書いては。	こども主体の表現にし、後半にこどもたちの前文を受けての文章にします。
7	2-1	こどもは町内だけか。	町に住民票があるこどもを想定しています。
8	3	大人から環境をもらうのも権利では。	大人がそういった環境を作ること第3章以降で定めます。
9	3	これからはこどもが主体的にどう関わっていくのかというところが大切にされていくため、もう少し一歩進んだ参加の項目になってもよい	第3条こどもにとって大切な権利に（16）を追加して（15）から（17）とし、第9条こどもの意見表明や参加の促進として、意見表明しやすい環境づくりに努めること、聞かれ方の配慮がされること、意見表明できないこどもの思いを汲み取り、必要に応じて支援するよう努めることを追加しました。
10	3	（16）の記載について、これはこども基本法でも同じような権利が書かれていることもあると思うが、これは大人側の配慮であり、赤ちゃんなど意見表明ができないこどももいる。「年齢や成長に応じた聞かれ方をする」というその配慮が必要ではないか。	第3条（16）として追加します。 ※第9条3項に関連
11	3	アンケート結果で「安心して生きること」が上位にあるが、「安心」というキーワードはあるか。	第3条（1）「命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと」は、こどもの命が守られることを保障している表現であり、「命が守られ、安心して幸せに暮らすこと」という表現にし、こどもの命が守られることはもとより、日々の様々な部分で安心して幸せに暮らすことができるような本条例の目的とも合致する表現に変更します。

12	3	権利の並びをカテゴリで固めては。	カテゴリ順に並べ替えます。
13	3	権利の項目が増えると分かりにくくなるのでは。	条例の中でも重要な部分であるため、必要な項目であれば追加する方針です。
14	3	グルーピングした方がわかりやすい。	グルーピングすると各条ごとの見出しの権利が目立ち、それだけが権利のように見えてしまうことから、現行の表現のままとします。なお、啓発等の中で、必要に応じてグルーピングする等わかりやすい表現を検討していきます。
15	3	役場側が把握できればよいということであれば、第三者に分かりやすくしなくてもよいのでは。	条文はこのままの表現とし、啓発等の中で、必要に応じてグルーピングする等わかりやすい表現を検討していきます。
16	4	「努め、」だと程度が緩くてもいいよと感じてしまうので「努めないといけない」にした方がよい。	後ろの「しなければなりません」にかかるため、現行の表現のままとします。
17	5	「保護者における権利の保障」とあるが、これはどのような意味か。「保護者による権利の保障」という認識か。ぱっと読んだときに、保護者の権利の保障と読み取ってしまった。	誤解が生じず、また適切な表現となるよう第5条から第8条の「～における権利の保障」を「～による権利の保障」に変更します。
18	5-2	こどもが言いやすい環境（言える雰囲気・環境）を作ってあげるみたいなイメージの文章があるとよい。（保護者もこどもの意見を聞き取る、こどもにあわせて聞き取るというニュアンス）	第9条3項に「意見表明や参加しやすい環境づくりに努める」ことを記載します。 ※第3条（16）に関連。
19	6	自分の考えを自分から言うことが苦手な人が多い傾向。電話は苦手だがメールや紙だったら書いて渡せる場合もある。意見を言えないこどもへの場の提供だとかそういうイメージ・意味合いがあるとこどもが表現しやすいのでは。	第9条3項に「意見表明や参加しやすい環境づくりに努める」ことを記載します。 ※第3条（16）に関連。
20	7	地域住民等の等に個人事業主、法人は含まれるか。	含まれます。
21	8	さらに一言加えて、より強いメッセージ性があってもいいのでは。	条文としてこれ以上書くことは難しいですが、推進していきたいと思います。
22	8	事業主は法人を想定しており、地域の見守り等は別でよいか。	企業等に対して働く環境づくりに協力しようという限定的なものとなりますので、地域の見守り等は別となります。
23	10	「居場所を確保するよう努めます。」の表記	他の条文との整合性により「努めなければなりません」に統一します。
24	10-2	主体に事業者もあるため、地域社会と自然だけでいいのか。様々な環境で遊び場や体験することができる場を確保した方がいいのでは。	こどもの居場所づくりに関する指針に則した表現に変更します。
25	12	「外国籍」という言葉を今は使用せず、「外国に由来のある人」等としている。表現について確認を。	こども大綱の中でも「外国籍」「外国人のこども」という表現がされていること、「外国に由来のある」や「外国にルーツのある」だと曖昧な表現となるため現行の表現のままとします。

26	1 3	地域の定義はないが、どのような認識か。	行政区だけでなく様々な単位のコミュニティがあるため、あえて定義付けをしていません。
27	1 5	「適切な対応」の表現について、やったからいいという風にならないような表現になるとよい。	「解決するよう努めなければなりません」に変更します。
28	1 8	町以外の人も見直しを提案することができる仕組みはできないか。	本条例に限らずどの条例でも記載がなくとも現在の仕組みで提案可能であるため、あえてその仕組みを書くことにより逆にそうじゃないとやらないように見えてしまうこと、また、条例の見直しは町が行うため、条文はこのままとします。
29	全体	参画・協働の文言はあえて使用していないのか、そのあたりの解釈は。	協働という言葉はあえて使用していません。使用するなら第13条地域への支援の連携・協力部分と考えますが、「協働」という文言は一般的ではなくまちづくり基本条例でもその言葉を定義していること、連携・協力の方が一般的にわかりやすい表現のため、このままの表現とします。
30	全体	子どもたちの前文において、美しく自然豊かな町というのが大口のいいところとしてたくさん出ている。直接子どもの居場所ではなくても、その町全体が子どもたちが自分のいい町として、自然豊かなというキーワードで表現されるような町を維持していく、よりよくしていくことも大事なことで。直接書かなくとも、それが反映されている部分はここと逐条解説等が出てくるとよい。	前文の子どもたちの前文を受けての後半の文章において反映して（含んで）います。逐条解説については、今後検討していきます。